

## 第8次京都府栽培漁業基本計画

栽培漁業は、水産資源の維持・増大に一定の役割を果たすほか、遊漁者への遊漁機会の提供による都市と漁村との交流促進、種苗放流体験による自然環境や水生生物の学習の場の提供など、その効果が広く府民に及ぶ公益的な役割も担っている。

京都府では、栽培漁業の推進を図るため、昭和54年に漁業団体、沿海市町と連携して財団法人 京都府水産振興事業団（平成23年に公益財団法人へ移行）を設立した。昭和56年には京都府栽培漁業センターを開所し、その管理運営を（公財）京都府水産振興事業団が担い、種苗の大量生産、中間育成、放流を実施してきた。これまでの種苗放流の継続を通じ、漁獲量が維持・増大している魚種がある一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもある。加えて、消費者の魚離れや魚価の低迷などにより、本府沿岸漁業を取り巻く現状は厳しさを増している。

このような中で「海の京都」観光圏を構成する市町や観光産業と連携した地産地消の推進、海業などの取組が進められており、今後、資源管理と一体的に栽培漁業に取り組むことで水産資源を維持・増大させ、養殖漁業の拡大、ブランド化も組み合わせた多角的で収益性の高い漁業づくりをさらに進め、漁業者等の所得向上と府北部地域の活性化につなげていくことが必要である。

そのため、令和8年度を目標年度として、本府における栽培漁業の取組の基本となる計画を定めるものとする。

### 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

#### 1 資源管理との一体的な取組

種苗放流の実施に当たっては、国や府海洋センター等による資源評価や種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて関係者の合意形成を図りつつ、稚魚の漁獲抑制や親魚の獲り控え等の資源管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

#### 2 対象種の重点化と効果的な栽培漁業の推進

栽培漁業の対象種の選定に際しては、社会・経済的な要請、生態系への配慮、漁獲実態、技術開発の状況等から種苗放流の適否を検討する。また、種苗生産施設の能力、地域の実情、資源の状況等を踏まえ、対象種の重点化を図ることとする。

また、放流数量の目標については、対象種の資源や漁獲の状況、種苗生産施設の能力、受益者による負担状況等も踏まえ、総合的な判断により決定する。放流効果発現のための努力にもかかわらず、期待した直接、間接的効果が得られない対象種については、種苗放流の適否から再検討することとする。

#### 3 対象種に応じた実施体制の整備

放流した地先で漁獲される地先種については、受益者である漁業者による適切な費用負担を検討し、所得向上につながる種苗放流の実施体制の確立に努める。また、府県を越えて広く移動する、又は他県と共通の漁場で漁獲される広域種については、受益者となる関係県・関係者との連携を強化し、費用負担を含めた効果的な放流事業の実施に努めることとする。広域種のうち、ヒラメについては、日本海中西部海域協議

会で策定された「効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に基づき、回遊生態や資源状態、さらに受益範囲に基づく役割分担等について検討し、日本海中西部海域（石川県～山口県）における効率的・効果的な共同体制の構築に努めていくこととする。

#### 4 生物多様性等の保全への配慮

栽培漁業の実施に当たっては、生物多様性の保全に配慮するよう努めることとし、種苗生産においては、天然発生個体の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗を生産していくとともに、放流及び養殖による天然海域への疾病のまん延の防止に努めていくこととする。

また、種苗生産機関における大量へい死の発生等不測の事態に対処するため、(公財)京都府水産振興事業団や府海洋センターとの情報交換を促進、協力体制を構築するとともに、放流用種苗の遺伝的多様性を確保するために、「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針（平成 27 年 3 月（独）水産総合研究センター、水産庁作成）」等に留意しつつ、実施するものとする。

#### 5 資源管理協定、水産基盤整備事業等との連携の強化

水産資源の回復・維持に向けては、種苗放流だけでなく、漁獲圧力の低減のための管理、漁場の保全及び生産力の回復を一体的に実施することが重要であることから、漁業者が策定する資源管理協定（資源管理計画を含む。）や、水産基盤整備事業等との連携について一層の強化に努める。

放流種苗の育成の場となる藻場等の整備及び保全を推進し、また、水産生物の成長段階に応じた育成環境づくりや漁港施設の活用等との積極的な連携に努める。

各地域における栽培漁業の取組は、種苗の放流海域に生息する他の水産資源の適切な管理と合理的な利用の促進、漁場や資源の利用を巡る遊漁との適切な関係の構築、海業や養殖業の振興等、漁業・漁村の活性化を図るための諸施策の推進にも資することが期待されるため、地域の実情等に即した必要な措置を講じていくこととする。

#### 6 栽培漁業に関する府民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産資源の維持・増大に重要な役割を果たすとともに、その効果が幅広く府民に及ぶ公益性の高い取組であるため、栽培漁業の役割や効果等を広く府民に周知し、栽培漁業の実施に対する理解と協力が得られるよう努めていくこととする。

また、厳しい財政状況の下、引き続き、種苗生産経費などの削減に努めていく。

### 第 2 種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類

種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類は次のとおりとする。

	水産動物の種類
魚類	マダイ
貝類	アワビ、サザエ

### 第 3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標は次のとおりとする。

	水産動物の種類	令和8年度の放流目標	放流時の大きさ
魚類	マダイ	500 千尾以上	全長 50mm 以上
貝類	アワビ	180 千個	殻長 30mm
	サザエ	350 千個	殻高 15mm

#### 第4 放流効果実証事業に関する事項

放流効果実証のためのモニタリングに努めるとともに、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量の把握に努める。

#### 第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を採捕する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となった場合には、円滑な移行を図るものとする。

#### 第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

##### 1 技術の開発に関する基本的な考え方

量産可能種については、効果的な種苗生産、放流、育成が可能となるよう、国立研究開発法人 水産研究・教育機構の指導、協力も得ながら、親魚養成や種苗の飼育方法などの技術の向上に努める。

また、漁業者からの要望が強い魚種については、栽培漁業の振興を図っていくための調査研究を継続し、栽培漁業を計画的に実施する上で必要な知見の集積を図る。

##### 2 種苗生産の技術水準の目標

	水産動物の種類	水槽容量 1m <sup>3</sup> （水槽床面積 1m <sup>2</sup> ）当たりの種苗生産数量	大きさ	種苗生産回数／年
栽培対象種	マダイ	5,000 尾／m <sup>3</sup>	全長 20mm	1 回
	アワビ	2,500 個／m <sup>2</sup>	殻長 5 mm	
	サザエ	6,000 個／m <sup>2</sup>	殻高 2 mm	

##### 3 解決すべき技術開発上の課題

全ての栽培漁業対象種について、生産育成の安定化、コストの削減、より効果的・効率的な放流手法への改良、効果的な資源管理、資源利用の推進が必要である。

##### 4 技術開発水準の段階

水産動物の種類		基準年（令和3年度）における平均的技術開発段階	目標年（令和8年度）における技術開発段階
栽培漁業対象種	マダイ	D～E	E～F
	アワビ	D	D～E
	サザエ	D	D～E
技術開発対象種	アカアマダイ	A～B	B～C
	ヒラメ	C～D	D～E

- A（新技術開発期）：種苗生産基礎技術の開発
- B（量産技術開発期）：種苗生産可能種を対象とした種苗量産技術の開発
- C（放流技術開発期）：種苗量産技術の改良、放流効果発現に必要な最適放流時期・場所・サイズ・手法の検討
- D（事業化検討期）：対象種の資源量・加入量の把握による資源に応じた放流数量の検討、受益の範囲と程度の把握
- E（事業化実証期）：種苗の生産・放流体制の整備、放流効果の実証、経費の低減、効果に応じた経費の負担配分の検討
- F（事業実施期）：持続的な栽培漁業の成立

## 第7 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

府は放流水産動物の追跡に必要な調査精度をさらに高めるために、必要に応じて、漁業協同組合、市場関係者、遊漁関係者等に対して協力を求めることとする。

また、放流効果の実証体制の整備等に資するため、毎年度、関係機関・団体の協力を得て、種苗の放流状況（入手先、時期、場所、サイズ、数量等）並びに放流後の育成、分布、採捕等に係る調査の実施状況及びその結果をとりまとめ、漁業者・遊漁関係者等への情報提供や成果の普及に努めるものとする。

## 第8 水産動物の生産、放流及び育成に関するその他の重要事項

本府における栽培漁業の実施体制を確立するため、公益財団法人 京都府水産振興事業団の育成支援に努めるものとする。

栽培漁業の実施に当たっては、技術水準の向上や広域的な連携推進体制の構築等について、国、都道府県、市町、大学などの関係機関及び関係団体との情報交換の促進、緊密な連携を図りながら取り組んでいくこととする。

栽培漁業が円滑に実施されるよう、関係者の合意形成、関係機関との連携強化等に努めるものとする。また、沿岸域における水産資源の安定的な生産を確保するための主要施策であるつくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進することの重要性や海の環境を守り育てていく取組の大切さなどについて、広く府民の理解と協力を得るため、積極的に広報活動していくものとする。

栽培漁業の推進に重要な役割を果たしている水産業改良普及事業の実施に際しては、今後とも、試験研究機関との連携を一層強化して、種苗放流や放流後の資源・漁場の管理などの技術の円滑な移転及び定着に努めていくこととする。

また、漁業者及び遊漁関係者に対し、栽培漁業対象種の漁獲量の記録・提示、放流魚の採捕報告等の協力を求めながら栽培漁業を実施することとする。

京都府栽培漁業センターの種苗生産施設については、種苗生産に対する漁業者からの要望に応じて生産能力を維持していくため、計画的な整備に努めていくこととする。